兀 兀 十三 おける口流 一二の五 イ 加 算 口 イ 活介護費、 を担当する介護支援専門員に提供していること。合にあっては、その改善に必要な情報を含むし (3)確 機 が 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (当該 号、 利用開: 認知症 一の六 の基 当しないこと。 を含む。 V 応 じ の 導員 合すること。 通所介護費等算定方法第五号、 低栄養状 認を行い、 利 能型居宅介護費及び介護予防認知症対応型 いること。 ごとに一 用開 て確認を行い 特定施設入居者生活介護費に て (1) 内容と個別 **(等が** 準 第二十一号及び 利 腔・栄養スクリー 7 0 いること。 向 ス提供 利用者の 訓 始 始時及び利用中六月ごとに利用者の 対応型共同生活 特定施設入居者生活 評 介護予防特定施設入居者生活介護費 上 (略) 態の 一を目 価に 時 回 利用者の心身の 練内容の 当該利用者の栄養状態に関する情報 を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供 及び利用中六月ごとに利用者の栄養状態に 公上評価. 基づ 場合にあっては、 別機能訓 的 П 体 腔 とする機能訓 制強化 当該利用者の口腔の 見直し等を行って の健康状態が低下 き 第二十二号に し 加算 介護 練計 ニング加算 個 利用 状況に応じた機能 別 費、 介護 (I) 機 の進捗 者又はその 能 練 低栄養状態の お 第七号から第九号まで、 地 費 訓 0 次に掲 の基準 け 規 域 項 練 るサ 状況等を説 定 しているおそれの 密 いること。 計 目 小 健康状 げ する基準 着型特定施設入居者生 規 を 画 模多 家族に る基準 ] 準  $\mathcal{O}$ 共 訓 備 ピ П 進 頭練を適切に提供し、機能訓練や 態にの 改 ス 同 介護予防小規模 機 捗 図善に必要な情報 (当該利用者 を当 能型 対状 提 生活介護費に 明 0 0) に関する情報の健康状態に 況 V 供 1 L 該利用者 等 ず ず 居宅介護 体 がある場 ついて れに を 制 れ 必 機 にも 要に 第十 強 能 化 訓 供指 兀 (新設) 十三 + 二 の 加算の基準 (新設) 特定施 兀 設 入居者生活介護費におけるサ ] ピ ス 提 供 体 制 強

化